

泉佐市自第 1703 号
令和 2 年 7 月 31 日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

泉佐野市長 千代松 大耕

要望に対する回答について

2020年6月9日付けで要望のありました「新型コロナウイルス感染症のもとでの住民のいのちと暮らしを守るための要望書」について、別添のとおり回答します。

※担当事務局 市民協働部自治振興課 (TEL 072-463-1212 内線 2274)

要望項目

1. 自治体の職員削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられない職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

【回答】（政策推進課）

本市におきましては、平成25年度決算をもって財政健全化団体を脱却したものの、地方債残高を多く抱え、高水準の交際費負担が続くほか、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率が100%を超えており、財政が硬直化している状況であります。

一方、少子高齢化が急速に進展し、住民ニーズが多様化、複雑化してきており、行政サービスについても、これまで以上に効率的、効果的な提供が求められているところです。このため、本市では、従前より事務事業の見直しや広域連携、民間委託などを推進しておりますが、引き続き、これらの取り組みを進めるとともに、今年度からの会計年度任用職員制度の創設を踏まえ、業務の性質等に応じた適切な任用形態での職員配置に努めてまいりたいと考えております。

2. 各市町村独自の現金支給をいち早く、かつ何度も行ってください。

【回答】（政策推進課）

本市では独自の現金支給について、次の3点を今後実施する予定です。

1点目は「いずみさの子育て応援給付金」です。これは子育て世帯をさらに支援するため、国の「子育て世帯への臨時特別給付金」とは別に、対象を18歳まで拡大し、1人当たり10,000円を給付するものです。

2点目は「障害者手帳等所持者への給付金」です。これは本市に住民票を置く障害者の方のうち、19歳以上の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に対して、1人当たり10,000円を給付するものです。

3点目は「いずみさの新生児臨時特別給付金」です。これは国の「特別定額給付金」の基準日（令和2年4月27日）の翌日である令和2年4月28日から令和3年3月31日までに誕生した新生児に対して、本市独自に1人当たり100,000円を給付するものです。

以上の3点につきましては、速やかな支給ができるよう、現在その準備を行っております。

3. 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。

【回答】（政策推進課）

特別定額給付金事業は、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うために実施されております。コロナ禍の収束が見通せない中で、今後は、家計支援のみならず、経済対策やより一層の感染拡大防止対策、さらには予見される第2波・第3波への備えなど、多岐にわたる対応が必要になると考えられます。

本市としましては、特別定額給付金に限らず、市民や国民にとって真に必要で有益となる施策の実施を国に要望してまいりたいと考えております。

4. 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を立ち上げ、「食うに困っている」子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。

【回答】（地域共生推進課、子育て支援課）

本市におきましては、平成29年3月に、「大阪いずみ市民生活協同組合」様と、「食糧等分配支援事業に関する協定書」を締結し、当該協定書により「こども食堂」及び「生活困窮者等の保護と自立の促進を図る事業」を対象事業として、生協様の宅配事業での予備として入荷した食品のうち使用されなかった安全な食糧を、無償で適宜ご提供いただいております。

生協様からご提供いただいた食糧は、市が食糧等の提供先として適切であると認める市内のこども食堂運営団体や市が緊急的に食糧等を要すると認める市内在住者などに分配させていただいております。

また、こども食堂独自の取り組みとして、本市の委託事業として実施している1団体と民間の6団体で、こども食堂の活動推進を目的とした「泉佐野市こども食堂ネットワーク」を立ち上げ、大阪府をはじめとする各種基金及び寄贈品の申込受付や、市民及び団体等から寄せられた寄附物品の分配を行っています。

このように、「大阪いずみ市民生活協同組合」様などが取り組んでいる民間のCSR（企業の社会的責任）事業やこども食堂での独自の取り組みがございますので、当該事業と連携することによりまして、食糧等を必要とする福祉的課題に対応してまいりたいと考えております。

【回答】（教育総務課）

学校給食センターでは、残菜を減らすことが食品ロス削減に繋がると捉え、児童・生徒たちに提供する給食をしっかりと喫食してもらうことが重要だと考え、小・中学校共に安心安全な給食を安定して提供することを第一に児童生徒に喜ばれるような魅力のある学校給食の提供をこころがけ、季節の行事食、全国の郷土料理、世界各

国の料理等、飽きのこない給食の提供に努め、献立の工夫を行うなど残菜を減らす取組を行っております。また、献立や物資の発注を含め、約1か月前から給食の準備をしておき、食材を納品する際には基本的に廃棄する食材はないように調整しております。

農林水産省においては、新型コロナウイルス感染症の影響で発生する未利用食品について、新たな販路の確保やフードバンクへの寄附を通じて、食品として有効活用する取組を推進しています。

本市も現在の感染症に係る情勢等を踏まえ、これらの取組を更に幅広く展開することに各業者へ周知するように協力していきたいと考え、子ども食堂等との連携やフードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業の活用については、給食物資納品業者と情報共有しながら協力してまいります。

5. 小中学校の給食費を無償化してください。休校中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。

【回答】（教育総務課）

これまで、本市の小中学校給食における学校給食費の無償化は、多額の財政負担を要するため困難としていたところです。また、子育て支援、定住促進の観点からも、学校給食費の無償化につきましては、引き続き課題としてまいりました。

しかし、本市は、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度の給食費を無償としました。これは、市立小・中学校の本来保護者が負担する学校給食費を補助することで、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育て世帯の所得減等となった保護者の経済的負担の軽減と学校給食の安定的な供給を行うことを目的とするものです。この給食費無償化を行うために、学校給食事業及び中学校給食事業の補正予算が承認されました。

今回の学校給食費の無償化については、本来保護者が負担する学校給食費の実費分を学校給食費補助金として、補助することにより、実質無償化となります。

また、学校給食センターでは、安心・安全な給食を安定して提供できるように、学校給食用物資の選定から納品、調理、配送等の衛生管理及び施設の整備、保守点検に努めております。引き続き、児童生徒に喜ばれるような魅力のある給食提供や食品ロス対策等食育の推進に努めてまいります。

学校休校中の給食の提供につきましては、通常給食提供（献立）は物資の発注を含め、約1か月前から準備し、食材業者は大量の食材を確保する必要から、キャンセルについては、少なくとも約2週間前にお願いする必要があります。

当日キャンセルした場合、学校給食センターでは、食材をストックすることができ

ないために食材を廃棄、又は物資納品業者には多大な負担がかかる場合があります。

従いまして、休校中の給食提供は必要な児童生徒数を予め確定する必要があります。

また、給食にかかる食材は、本来、保護者の給食費で運営するため、給食の提供に不公平のないように関係事業者と十分協議を行い、関係者の理解と協力を得るよう努めてまいります。

【回答】（子育て支援課）

幼児教育・保育の無償化にあわせ、令和元年10月1日より本市独自事業として、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、市内の認可保育所、認定こども園、幼稚園に在園する市内在住の子どもたちの給食費（主食費及び副食費）を無償化としております。

6. 税・国民健康保険料・介護保険料などの値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも適用拡大をしてください。6月の納付書送付時には、傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシをいれ周知を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

【回答】（税務課）

市税については、現行の減免制度を活用して対応しております。また、減免制度の内容等については、広報紙やホームページに掲載し周知しております。ホームページには、申請書様式の掲載もしており、窓口での申請だけではなく、郵送での申請も可能となっております。

また、徴収猶予の制度については、政府の緊急経済対策のひとつと位置付けられていることから、特例給付金等とともに報道等で一定周知されているものと承知しております。本市ホームページでは、新型コロナウイルス感染拡大防止関連情報を特集して掲載しており、常に情報が更新されているこのページへ徴収猶予周知のための情報を掲載することにより、他の情報との相互のアクセスが見込まれ、それぞれの制度で個別に周知するより、関連情報から必要なものを選択いただけるものと考えております。市報6月号においても、ホームページ同様特集して掲載しており、暮らしに直結するさまざまな情報のひとつとして読み活用いただけるようにいたしました。

なお、申請される方の利便性と来庁による申請の抑制策といたしまして、郵送やインターネットで徴収猶予を申請いただけるよう、ホームページへ申請書様式を掲載しております。

【回答】（介護保険課）

本年度は介護保険事業計画の策定年になっております。国の指針に基づき、今後必要となる介護給付費等の量を適正に見込んだうえで介護保険料を設定し、必要な時に必要な給付が受けられるよう、また、制度の持続性を維持できるよう努めて参ります。減免につきましては、法定減免、市の独自減免について7月号の広報で周知し、積極的に制度をご利用頂けるよう努めております。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度を実施し、7月の広報、ホームページに掲載するとともに、令和2年度介護保険料額決定通知の送付時にチラシを同封し、被保険者全員に周知しております。申請については、郵送申請ができるようホームページに申請用紙を掲載しております。

【回答】（国保年金課）

大阪府統一国保の開始に合わせ、泉佐野市国民健康保険条例を改正し、大阪府の示す標準保険料率をもって、本市の国民健康保険料率とすることとしております。

保険料の減免につきましては、大阪府の統一減免基準のほか、激変緩和策として、昨年度に引き続き低所得者世帯に対する経過措置減免を実施し、保険料増額の影響を緩和させております。また今年度は、新型コロナウイルス感染症にかかる影響に鑑み、いち早く市独自の緊急対応策としまして、全被保険者を対象に月400円を減額（一人あたり年4,800円）する特例減免を実施しております。国の財政支援に基づく「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等への減免」につきましても、所要の規則・要綱の整備を行い6月の納付通知書には、減免制度の概要を記載したチラシを同封するとともに、詳細な減免基準や申請方法等については市のホームページに掲載しております。新型コロナウイルス感染症の影響が今後も続く予想されるなか、これらの減免制度の適用を常に意識しながら納付相談を行い、仮に減免制度の適用ができない場合でも納付猶予や分割納付など、適切に対応してまいります。

また、国民健康保険における傷病手当金の支給についてですが、現段階では国庫補助の対象となる者は、被用者に限定されているため、自営業者やフリーランスへの適用につきましては、今後の国庫補助の動向により判断していきたいと考えております。

最後に、各種申請書についてホームページに申請書をアップして、郵送やメールによる申請を可能にすべきとのご要望でございますが、現在、本市のホームページ上には減免申請書や傷病手当金支給申請書はアップしておりません。申請につきましては、窓口や電話等で制度の内容を説明させていただき、その方の収入に応じた確認書類等をご案内した上で、申請を希望する方に対して申請書をお渡ししております。もちろん希望される方には、申請書を郵送させていただいております。

7. 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

【回答】（生活福祉課）

保護の申請については、申請の意思が確認できれば申請書を交付し受理しているところです。

なお、申請書の必要な方には面接相談員からお渡ししております。

また、新型コロナウイルス感染症対応で、市役所庁内に入る時間を少なくしたいなどの要望にも、大部分の相談を事前に電話でするなど、要望に応じております。

【回答】（地域共生推進課）

住居確保給付金については、4月以降、順次、要件が緩和されたこと、また、緊急事態宣言に伴う休業要請等により、住まいを始めとした支援を必要とする方からの相談が多数寄せられております。

本市におきましては、社会福祉センター内に設置しております「基幹包括支援センターいずみさの」を窓口とし、お困りの方の相談や申請を確実かつ迅速に受け止められるよう、制度の説明や申請に必要な書類等をホームページに掲載し、様式はダウンロードできるようにするなど、郵送による申請受付にも対応させていただいており、相談者との接触をできるだけ避け、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した相談体制としております。

引き続き、感染予防に留意しつつ、申請の受理から支給決定までの手続きを迅速化するための取組みをより一層進めてまいります。

8. 新型コロナウイルス感染症で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。自治体として発熱外来を医師会、公立病院等と協力して確保してください。医療機関や妊婦をはじめ必要に応じてPCR検査が受けられるように拡大してください。

【回答】（健康推進課）

今後の医療提供体制の整備において、国は6月19日に今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備の事務連絡を都道府県等宛に発出をしております。今後の感染の拡大また長期化などを見据えて、次の感染拡大が生じるまでの間に、新型コロナウイルス感染症への医療提供とそれ以外の一般医療の確保を両立した持続的な医療提供体制を都道府県が主体的かつ着実に整備していただくことが重

要だと考えているとしております。医療体制確保については大阪府に対して、感染症発生時の初動体制における人的支援を含めた医療体制の整備に努め、医療資材や衛生材料が必要な施設・機関等へ供給されるための財政措置など市長会を通じて大阪府に要望いたしました。また、地域医療構想の見直しにつきましても、適切な体制となるよう働きかけてまいります。

発熱外来につきましては、大阪府が感染状況を踏まえ、医師会と協議の上、進めております。本市といたしましては状況を見極め、必要時、保健所等と情報共有しながら、第2波、第3波の到来に適切に対応してまいります。

9. 堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。

【回答】（健康推進課）

新型コロナウイルス感染症対策における保健所の役割は重要かつ多岐にわたり、機能強化が必要と認識しております。国におきまして、6月19日に今後を見据えた保健所の即応体制の整備についての事務連絡を都道府県等に発出しております。そして、新たな患者推計などを踏まえた今後の保健所における業務量の目安、保健所の即応体制の整備の考え方について整理した指針をお示するとともに、各都道府県、保健所設置市及び特別区において、相互に連携をしていただいたうえで、7月末には全庁的な体制の構築を依頼しているとしております。保健所機能の強化については市長会を通じて大阪府に要望しております。

また、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の適正な運営につきましても医療体制確保の要望の一環として考えております。

いずれにしましても、本市におきましては、国や府の動向の情報収集に努め、情報提供を図るとともに、第2波、第3波の到来に適切に対応してまいります。

10. マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを大阪府と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。

【回答】（地域共生推進課）

社会福祉施設等が提供する各種サービスにつきましては、利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要であります。

4月以降、府内の新型コロナウイルス感染者が急激に増加し、マスク等の流通量が不足している状況を踏まえ、本市におきましては、重症化するリスクの高い方の感染を予防する観点から、大阪府及び市危機管理部局と連携し、高齢者・障害者施設等にマスク約23,000枚及び消毒用エタノール20本、在宅重度障害者等にマスク約202,500枚、子ども園等にマスク約15,000枚と、市において可能な限りマスク等を積極的に配布し、マスクの着用を含む咳エチケットやアルコール消毒等により感染拡大防止に努めております。

【回答】（介護保険課）

マスクについては全事業所、消毒液については、入所系施設を中心に市の備蓄から配布いたしました。

また、消毒液については大阪府からの依頼により市内事業所のデータを提供し、配布に協力しております。今後も大阪府と情報連携しながら新型コロナウイルス感染症の予防に努めてまいります。

【回答】（健康推進課）

新型コロナウイルス感染症対策においては手洗い、咳エチケットなどが重要であり、特に感染症患者に対応する医療機関や高齢者の対応をしている介護事業所への感染症予防は大変、重要であると認識しております。国や大阪府でも医療機関に対して必要に応じて物品の提供を実施していると伺っております。本市におきましては、1月30日より市役所・公民館など不特定多数の方が利用する市関連施設に情報提供のためのポスターの掲示、チラシの設置とともに手指消毒剤・マスクの配布をいたしました。2月7日からは妊娠届時に妊婦へマスク配付を開始し、母子健康手帳をすでに持っている人は、2月10日に個別通知・配付開始しております。4月9日には妊婦さんに2回目のマスクの配付を実施しました。その他各種団体へは泉佐野泉南医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復・あんま・はり・灸施術所、理美容所にマスクを配付しております。

また、本市が2市3町の委任を受け、運営している泉州南部初期急病センターへは、フェイスシールド、防護服などを配付いたしました。今後も第2波、第3波の到来に対応するため、備蓄をする等、対応してまいります。

11. 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填を国・大阪府に求めてください。

【回答】（地域共生推進課）

すでに実施されている持続化給付金は中小の医療法人・NPO 法人・一般社団法人等も対象としており、また、福祉医療機構による福祉関係施設・医療関係施設等への無担保・無利子融資事業もコロナ対策により拡充されているため、最低限のセーフティーネットは国の補正予算すでに対策されているものと考えています。そのうえで、市内の事業所のさらなる実態把握に努め、福祉・医療機関より経営に対する支援の要望があった場合は追加の対策を国・府に要望してまいりたいと考えております。

【回答】（介護保険課）

国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業として府を実施主体として、感染症対策を徹底した上で、サービス提供するための経費、在宅介護サービス事業所による利用者再開支援への助成事業などの制度を活用できるよう、介護事業所連絡会と協力して、情報提供に努めてまいります。

【回答】（健康推進課）

医療機関の経営悪化等の問題につきましては、随時、大阪府へお伝えしています。今後も地域の情報収集に努め、必要に応じて大阪府へ情報提供してまいります。

12. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。

【回答】（人権推進課）

人権推進課では、人権相談、総合生活相談、弁護士による無料法律相談、女性のための相談など各種相談を実施しています。また、各市民交流センターなども相談窓口となっており、多くの相談チャンネルを備えたうえで相談者に寄り添い問題解決に向けた支援・助言を提供しています。市内では地域共生推進課、生活福祉課、子育て支援課、健康推進課、市民課などと、市外では泉佐野警察署や大阪府女性相談所などの関係機関と連携体制が整っており、引き続き相談者本位にたったサービスを提供してまいります。

【回答】（子育て支援課）

令和2年4月27日付の厚生労働省からの「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施要請を受け、支援対象児童等の定期的な状態把握及び見守り体制強化し、支援が必要な子どもや家庭へ対応してまいりました。

児童虐待等の児童につきましては、平素より、市内の保育所・幼稚園・こども園等と家庭児童相談室が緊密に連携して対応しており、児童の状況によっては泉佐野市要保護児童対策地域協議会の機能を活かして、関係機関による複合的・重層的な対応を行っております。

今般の対応につきましては、市内の保育所・幼稚園・こども園等の臨時休園期間中、各施設において、電話などによる保護者に対する相談支援などの必要な関与を継続し、要保護児童対策協議会に登録のある要保護児童や要支援児童のいる家庭については、少なくとも1週間単位で状況把握を行うよう、各施設に対して依頼し、状況把握に努めて頂いております。

また、本市のホームページを通じ、新型コロナウイルス感染症対策に伴う子育てに関する児童虐待等の各種相談窓口の照会や育児の悩みに関する対応記事の掲載等の情報提供を行ってまいりました。

本市におきましては、今後も引き続き、児童虐待の被害を潜在化させないため、被害実態を詳細に把握し、かすかなSOSも見逃さず、着実に支援・救済につながるよう努めてまいりたいと考えております。

13. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

【回答】（自治振興課）

避難所における感染予防対策については、国や大阪府から避難所の感染対策に関する文書がいくつか発出されており、本市もこれらの指針をもとに、大型台風や震災と、新型コロナウイルスなどの感染症拡大が同時に発生した場合などに備えて、『泉佐野市避難所運営マニュアル 感染症対応編』を策定し、感染症防止対策を行いながらの避難所運営が可能となるよう検討を進めております。

この対応マニュアルのポイントは、避難所の密を避けるため、できるだけ多くの避難所を開設し、分散させ、避難者については、屋外で健康状態の聞き取りと検温を行い、避難者の健康状態等に合わせて避難スペースの振り分けを行うとともに、消毒などの感染予防対策を行うというものになります。

こうした避難所の感染対策へ対応するために、マスク、手指消毒液、非接触体温計、防護服、フェイスシールド、ゴーグル、使い捨て手袋のほか、床からの感染予防のための折り畳み式簡易ベッドや、避難者間の感染予防のための段ボール式パーテーションなどの備蓄を進めてまいります。